

資料編

平成31年1月

伊勢崎市

資料編 目次

1 条例関係

- 1-1 伊勢崎市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例
- 1-2 伊勢崎市国民保護協議会条例

2 組織関係

- 2-1 伊勢崎市国民保護協議会委員名簿
- 2-2 防災関係機関一覧表

3 ライフライン関係

- 3-1 ライフライン関係連絡先一覧表

4 様式関係

- 4-1 安否情報省令
- 4-2 公用令書書式

5 避難関係

- 5-1 避難実施要領のパターン
- 5-2 指定避難所一覧表

○伊勢崎市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例

平成 18 年 3 月 27 日条例第 9 号

伊勢崎市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「法」という。）第 31 条及び法第 183 条において準用する法第 31 条の規定に基づき、伊勢崎市国民保護対策本部（以下「国民保護対策本部」という。）及び緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、国民保護対策本部の事務を総括する。

- 2 国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、国民保護対策本部の事務を整理する。
- 3 国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、国民保護対策本部の事務に従事する。
- 4 国民保護対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。
- 5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第 3 条 本部長は、国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、国民保護対策本部の会議（以下この条において「会議」という。）を招集する。

- 2 本部長は、法第 28 条第 6 項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第 4 条 本部長は、必要と認めるときは、国民保護対策本部に部を置くことができる。

- 2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第5条 国民保護現地対策本部に国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 国民保護現地対策本部長は、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、国民保護対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

(準用)

第7条 第2条から前条までの規定は、伊勢崎市緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年2月28日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

○伊勢崎市国民保護協議会条例

平成 18 年 3 月 27 日条例第 8 号

伊勢崎市国民保護協議会条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）第 40 条第 8 項の規定に基づき、伊勢崎市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員及び専門委員)

第 2 条 協議会の委員の定数は、52 人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第 3 条 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第 5 条 協議会に、幹事を置くことができる。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、市長が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

第 6 条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

資料編 1 - 2 伊勢崎市国民保護協議会条例

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢崎市国民保護協議会委員名簿

会長：伊勢崎市長 (委員数 5 2 人)	
第 1 号委員：2 人 (指定地方行政機関)	国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所長 国土交通省関東地方整備局高崎河川国道事務所長
第 2 号委員：1 人 (自衛隊関係)	陸上自衛隊第 1 2 旅団 第 1 2 後方支援隊 輸送隊長
第 3 号委員：4 人 (県の職員)	伊勢崎警察署長 伊勢崎土木事務所長 伊勢崎行政県税事務所長 伊勢崎保健福祉事務所長
第 4 号委員：1 人 (副市長)	副市長
第 5 号委員：2 人 (教育、消防等)	教育長 消防長
第 6 号委員：2 1 人 (市の職員)	総務部長 企画部長 財政部長 市民部長 環境部長 健康推進部長 福祉こども部長 長寿社会部長 経済部長 建設部長 都市計画部長 公営事業部長 水道局長 伊勢崎市民病院副院長兼経営企画部長 会計管理者 議会事務局長 監査委員事務局長 教育部長 赤堀支所長 あずま支所長 境支所長
第 7 号委員：1 4 人 (指定公共機関、 指定地方公共機関)	日本郵便株式会社伊勢崎郵便局 株式会社 N T T 東日本群馬支店 伊勢崎ガス株式会社 東京電力パワーグリッド株式会社群馬総支社 東日本旅客鉄道株式会社前橋駅 東武鉄道株式会社東武伊勢崎駅 日本赤十字社群馬県支部 群馬中央バス株式会社 国際十王交通株式会社 伊勢崎佐波医師会 群馬県トラック協会佐波伊勢崎支部 群馬県 L P ガス協会伊勢崎支部 群馬県看護協会伊勢崎地区支部 東日本高速道路株式会社関東支社高崎管理事務所
第 8 号委員：7 人 (知識・経験者)	伊勢崎市消防団 伊勢崎市女性防火クラブ 伊勢崎市薬剤師会 群馬県建設業協会伊勢崎支部 伊勢崎管工設備協同組合 伊勢崎電気工事協同組合 伊勢崎歯科医師会

資料編 2 - 2 防災関係機関一覧表

(1) 伊勢崎市

機関名	所在地	電話	FAX
総務部安心安全課	伊勢崎市今泉町二丁目410番地	0270-27-2706	0270-26-6123

(2) 伊勢崎市消防

署名	所在地	電話	FAX
消防本部	伊勢崎市今泉町二丁目895番地	0270-25-3510	0270-26-9995
伊勢崎消防署		0270-25-3918	0270-25-3650
伊勢崎消防署北分署	伊勢崎市鹿島町429番地5	0270-25-5247	0270-50-8198
伊勢崎消防署南分署	伊勢崎市堀口町656番地1	0270-32-0062	0270-32-9695
伊勢崎消防署西分署	伊勢崎市宮古町89番地	0270-21-4545	0270-50-8126
赤堀消防署	伊勢崎市西久保町二丁目341番地3	0270-62-0230	0270-62-0199
東消防署	伊勢崎市東小保方町3238番地	0270-62-8980	0270-40-9167
境消防署	伊勢崎市境萩原1753番地	0270-74-0012	0270-74-0042

(5) 陸上自衛隊

機関名	所在地	電話	FAX
第12旅団	司令部	北群馬郡榛東村大字新井1017-2	0279-54-2011 内線2286・2287 内線2208(当直)
		高崎市新町1080	

(6) 関係市町村機関

機関名	所在地	電話	FAX
前橋市総務部危機管理室	前橋市大手町2-12-1	027-224-1111	027-224-3003
高崎市総務部防災安全課	高崎市高松町35-1	027-321-1111	027-327-6470
桐生市市民生活部安全安心課	桐生市織姫町1-1	0277-46-1111	0277-43-1001
太田市総務部防災防犯課	太田市浜町2-35	0276-47-1111	0276-47-1888
みどり市危機管理課	みどり市笠懸町鹿2952	0277-76-2111	0277-76-2449
玉村町環境安全課	玉村町下新田201	0270-64-7708	0270-65-2592
本庄市市民生活部危機管理課	埼玉県本庄市本庄3-5-3	0495-25-1111	
深谷市総務部総務防災課	埼玉県深谷市仲町11-1	048-571-1211	048-574-8531

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関等

機関名	所在地	電話	FAX
伊勢崎郵便局	伊勢崎市曲輪町36-2	0270-25-4340	0270-24-8489
国定郵便局	伊勢崎市国定町2-2016-5	0270-62-0001	0270-63-9271
境郵便局	伊勢崎市境下武士360-2	0270-74-0300	0270-74-6764
東日本電信電話(株)群馬支店	高崎市高松町3	027-321-5660 027-325-7999(時間外)	027-330-3008
(株)NTTドコモ群馬支店	高崎市高松町13	027-393-6414	027-393-6423
日本銀行前橋支店	前橋市大手町2-6-14	027-225-1111	027-220-1025
東京電力パワーグリッド(株)群馬総支社	前橋市本町1-8-16	027-898-4121 0120-995-222(時間外)	027-225-1511
日本赤十字社県支部伊勢崎地区	市役所社会福祉課	0270-27-2748	0270-23-9800
土地改良区	市役所境支所土地改良課	0270-74-0873	0270-74-4001
日本放送協会前橋放送局	前橋市元総社町189	027-251-1711	027-253-0368
群馬テレビ(株)	前橋市上小出町3-38-2	027-219-0007	027-232-0197
(株)エフエム群馬	前橋市若宮町1-4-8	027-230-1882 027-230-1860	027-230-1903
東日本高速道路高崎管理事務所	高崎市島野町831	027-353-0211	027-353-0924
東日本旅客鉄道(株)高崎支社	高崎市栄町6-26	027-320-7126	027-320-7127
東日本旅客鉄道(株)伊勢崎駅	伊勢崎市曲輪町3-1	非公開	
東武伊勢崎駅	伊勢崎市曲輪町3-1	0270-26-4493	

資料編 2 - 2 防災関係機関一覧表

東武新伊勢崎駅	伊勢崎市中央町15-3	0270-25-3053	
東武境町駅	伊勢崎市境百々432	0270-74-0014	
伊勢崎ガス株	伊勢崎市日乃出町108	0270-25-4520	0270-25-4678
(公社)群馬県医師会	前橋市千代田町1-7-4	027-231-5311	027-231-7667
(一社)伊勢崎佐波医師会	伊勢崎市下植木町481	0270-25-5316	0270-23-2657
(公社)群馬県歯科医師会	前橋市大友町1-5-17	027-252-0391	027-253-6407
(一社)伊勢崎歯科医師会	伊勢崎市上泉町151	0270-23-2772	0270-21-0394
(公社)群馬県看護協会	前橋市上泉町1858-7	027-269-5565	027-269-8601
伊勢崎エルピーガス協会	伊勢崎市大手町12-30	0270-24-1699	
(一社)群馬県バス協会	前橋市野中町588	027-261-2072	027-261-5537
群馬中央バス株伊勢崎営業所	伊勢崎市曲輪町5-1	0270-25-2628	
国際十王交通株伊勢崎営業所	伊勢崎市末広町173-2	0270-24-3011	
(一社)群馬トラック協会	前橋市野中町595	027-261-0244	027-261-7576
(一社)群馬トラック協会佐波伊勢崎支部	境上刈名1306-2佐波伊勢崎運送事業協同組合内	0270-76-0001	

資料編3 - 1 ライフライン関係連絡先一覧表

機 関 名	所 在 地	電 話
東日本電信電話(株)群馬支店	高崎市高松町 3	027-321-5660 ----- 027-325-7999 (時間外)
(株)NTTドコモ 群馬支店	前橋市東善町122	027-290-4113
東京電力パワーグリッド(株)群馬 総支社	前橋市南町3-60-3	027-898-3650 ----- 0120-995-222 (時間外)
伊勢崎ガス(株)	日乃出町108	0270-25 - 4520
(一社)群馬県LPガス協会	前橋市大渡町1-10-7	027-255-6121
(一社)群馬県LPガス協会 伊勢崎支部	大手町12-30	0270-24 - 1699
伊勢崎市水道局	連取町1952	0270-30 - 1230
伊勢崎市 都市計画部 下水道管理課	今泉町二丁目410	0270-24 - 5111
伊勢崎市 清掃リサイクルセンター 2 1	柴町954	0270-32 - 3166

様式第1号（第1条関係）

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

①氏名	
②フリガナ	
③出生の年月日	年 月 日
④男女の別	男 女
⑤住所（郵便番号を含む。）	
⑥国籍	日本 その他（ ）
⑦その他個人を識別するための情報	
⑧負傷（疾病）の該当	負傷 非該当
⑨負傷又は疾病の状況	
⑩現在の居所	
⑪連絡先その他必要情報	
⑫親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬知人からの紹介があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○を囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
※備考	

（注1） 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2） 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3） 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4） 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

様式第2号 (第1条関係)

安否情報収集様式(死亡住民)

記入日時(年 月 日 時 分)

①氏名	
②フリガナ	
③出生の年月日	年 月 日
④男女の別	男 女
⑤住所(郵便番号を含む。)	
⑥国籍	日本 その他()
⑦その他個人を識別するための情報	
⑧死亡の日時、場所及び状況	
⑨遺体が安置されている場所	
⑩連絡先その他必要情報	
⑪①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対し、回答することへの同意	同意する 同意しない
※備考	

(注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援(物資、医療の提供等)や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3) 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

(注5) ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

様式第 4 号 (第 3 条関係)

安 否 情 報 照 会 書

総務大臣 (都道府県知事) 殿 (市町村長)		年 月 日
申 請 者 住所 (居所) _____ 氏 名 _____		
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第 9 5 条第 1 項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由 (○を付けて下さい。③の場合、理由を記入願います。)	① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人 (友人、職場関係者及び近隣住民) であるため。 ③ その他 ()	
備 考		
被照会者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本 その他 ()
	その他個人を識別するための情報	
※ 申請者の確認		
※ 備 考		

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とします。
 - 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
 - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
 - 4 ※印の欄には記入しないで下さい。

様式第 5 号 (第 4 条関係)

安 否 情 報 回 答 書

年 月 日		
殿		
総務大臣 (都道府県知事) (市町村長)		
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本 その他 ()
	その他個人を識別するための情報	
	現在の居所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
- 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

公用令書様式 (別記様式 1 ~ 4)

(別記様式 1)

収用第 号

公 用 令 書

氏名

住所

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律

第81条第2項

第81条第4項

第183条において準用する第81条第2項

第183条において準用する第81条第4項

の規定に基づき、次のとおり物資を収用する。

(理由)

年 月 日

処分権者 伊勢崎市長

印

収用すべき物資 の種類	数 量	所 在 場 所	引 渡 月 日	引 渡 場 所	備 考

(用紙はA 5)

資料編 4 - 2 公用令書書式

(別記様式 2)

保管第 号

公 用 令 書

氏名

住所

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律

第81条第3項

第81条第4項

第183条において準用する第81条第3項

第183条において準用する第81条第4項

の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。

(理由)

年 月 日

処分権者 伊勢崎市長

印

保管すべき物資の種類	数 量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考

(用紙はA 5)

資料編 4 - 2 公用令書書式

(別記様式 3)

使用第 号

公 用 令 書

氏名

住所

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律

第82条

第183条において準用する第82条

の規定に基づき、次のとおり土地、家屋又は物資を使用する。

(理由)

年 月 日

処分権者 伊勢崎市長

印

名 称	数 量	所在場所	範 囲	期 間	引渡月日	引渡場所	備 考

(用紙はA 5)

資料編 4 - 2 公用令書書式

(別記様式 4)

使用第 号

公 用 取 消 令 書

氏名
住所

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律

第81条第2項
第81条第3項
第81条第4項
第82条

第183条において準用する第81条第2項
第183条において準用する第81条第3項
第183条において準用する第81条第3項
第183条において準用する第81条第3項

の規定に基づく公用令書（ 年 月 日第 号）に係る処分を取り消したので、武力攻撃事態等における国

民の保護のための措置に関する法律施行令

第16条
第52条

において準用する第16条 の規定により、これを交付する。

(取り消した処分の内容)

年 月 日

処分権者 伊勢崎市長

印

(用紙はA 5)

●弾道ミサイル攻撃の場合

避難実施要領（一例）

伊勢崎市長

○月○日○時現在

1 事態の状況、避難の必要性

国対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令し、県は避難の指示を行った。このため、市は実際に弾道ミサイルが発射されたときに市民が迅速に対応できるように、市民に対して、以後、警報の発令に関する情報に注意するとともにその場合に市民がとるべき行動について周知する。

- ・弾道ミサイル攻撃への対応は、政府における記者会見等による情報提供と並行して、市民に対して、より入念な説明を行うことが必要。
- ・実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、屋内に避難するというイメージが市民に定着していることが重要。

2 避難誘導の方法

- (1) 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、国対策本部長からその都度警報の発令が行われることから、伊勢崎市が着弾予想区域に含まれる場合においては、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を通じて、国において、防災行政無線のサイレンを最大音量で自動起動するほか、緊急速報メール等で市民に警報の発令を周知する。
- (2) 実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときには、市民が近傍の屋内に避難できるように、とるべき対応を周知徹底する。（その際、コンクリートの堅ろうな建物への避難が望ましいが、建物の中央部に避難するとともに、エアコンや換気扇を停止して、必要によりテープで目張りを行い、外気によりできるだけ遮断される状態になるように周知する。）
- (3) 車両内にある者に対しては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときには、車両を道路外の場所（やむを得ず道路に置いて避難するときは、道路の左側端に沿って駐車する等緊急通行車両の通行の妨げにならない方法）に止めるよう周知する。
- (4) 外出先においては、可能な限り、大規模集客施設や堅ろうな建物の屋内に避難するが、余裕がない場合は、何らかの遮蔽物の物陰に留まる（その際、ガラス張りの建築物の下は避ける。）とともに、周辺で着弾音を聞いた場合は、当該現場から離れるよう周知すること。
- (5) 市民に対しては、屋内避難時に備えて、最低限の食料や飲料水、懐中電灯、ラジオ、

身分証明書等を用意しておくよう周知する。また、防災行政無線やメール、テレビ、ラジオなどを通じて伝えられる情報に注意するよう周知する。

(6) 市民が近所で弾道ミサイルの着弾音と考えられる不審な音を聞いた場合には、できるだけ市、消防機関、県警察又は自衛隊等に連絡するよう周知する。

(7) 弾道ミサイルの着弾地点の周辺には、興味本位で近づかないように周知する。

・着弾後の状況を踏まえた避難の指示が行われるまで、着弾のあった現場からは、離れるよう周知する。

3 その他留意点

(1) 特に、自力での歩行が困難な者においては、迅速な屋内避難が行えるよう、外出先における対応について、各人で問題意識を持ってもらえるよう、避難行動要支援者の「避難支援プラン」を活用してあらかじめ説明を行っておく。

(2) 市民以外の滞在者についても、屋内へ避難することができるよう、所管の部局から、大規模集客施設や店舗等に対して、協力をお願いする。

4 職員の配置等

職員の体制及び配置については、本編に定める。

●ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

避難実施要領（一例）

伊勢崎市長

○月○日○時現在

1 事態の状況、避難の必要性

国対策本部長は、○○駅において武装工作員による攻撃の可能性があることを踏まえ、警報を発令し、伊勢崎市○○地区を要避難地域とする避難措置の指示を行った。

知事は、○○地区の住民に避難指示を行った。

- ・具体的な被害が発生しているとの報告がない段階での避難を行うこともある。

2 避難の誘導方法

(1) 避難誘導の全般的方針

市は、A・B・C地区市民約○○名を本日×時△△分を目途に各地区の一時集合場所であるA・B・C公園に集合させた後、○○小学校または○○公民館に避難させる。この際、避難は徒歩によるものとし、自家用車の使用は、避難に介護を必要とする者とその介護者に限定するものとする。避難誘導の方法については、各現場における消防機関、県警察、自衛隊等からの情報や助言により適宜修正を行うものとする。このほか、事態の状況が大幅に変更し、避難措置の指示及び避難の指示の内容が変更された場合には、当該避難実施要領についても併せて修正する。

(2) 市の体制、職員派遣

ア 市対策本部の設置

国から指定を受けて、市長を本部長とする市対策本部を設置する。

イ 市職員の現地派遣

市職員各×名をA・B・C公園、避難先の○○小学校または○○公民館に派遣する。

また、政府の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため職員を派遣する。

ウ 現地調整所の設置等

現場における事態の状況の変化に迅速に対応できるよう、関係機関の情報を共有し、現場における判断を迅速に行えるよう現地調整所を設ける。現地調整所に派遣している市職員（消防職員含む。）から必要な情報を入手し、避難実施要領の弾力的な運用を行うこととする。また、定時又は随時に会合を開き、関係機関の活動内容の調整及び確認を行う。

(3) 避難実施要領の市民への伝達

ア 担当職員は、防災行政無線やメール等を用いて、対象地域の市民全般に避難実施要領の伝達をする。その際、市広報車や消防車両等あらゆる手段を活用する。

イ 上記と並行し、担当職員は、避難実施要領について、A・B・C地区の自主防災組織

の長、当該区域を管轄する消防団長、警察署長等にFAX等により、市民への伝達を依頼する。

ウ 担当職員は、避難行動要支援者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等へ避難実施要領の内容の伝達を行う。

エ 担当職員は、近隣住人が相互に声を掛け合うように呼びかける。

オ 担当職員は、報道関係者に対し、避難実施要領の内容を提供する。

カ 避難行動要支援者については、一般の市民より避難に時間を要することから、避難支援プランを活用して、特に迅速な伝達を心がける。

キ 外国人に対しては、国際交流協会等の能力を活用し、語学に堪能な誘導員を窓口として配置する。

・外国人については、各国の大使館・領事館による自国民の保護のための対応と並行して行うこととなる。

(4) 避難誘導の終了

ア 市職員及び消防団員は、市民の協力を得て、戸別訪問により残留者の有無を確認する。残留者については、特別な理由がない限り、避難を行うよう促す。

イ 避難誘導は、〇時〇〇分までに終了するよう活動を行う。

・自然災害以上に残留者への対応が必要になる可能性が高く、必要な誘導員を確保するとともに、把握している情報をもとに丁寧な状況説明を行うこと等により、残留者の説得を行う。

(5) 誘導に際しての留意点や職員の心得

市の職員及び消防団員は、誘導に当たっては、以下の点に留意すること。

・市民は、恐怖心や不安感の中で避難を行うこととなるため、職員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。

・市の誘導員は、防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。

・誘導員は、混乱が予測される場合には、それに先立ち迅速な情報提供とパニックによる危険性を警告し、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。

・学校や事業所においては、原則として、避難先まで集団でまとまって行動するように呼びかける。

(6) 市民に周知する留意事項

ア 市民に対しては、近隣の市民に声をかけあうなど、相互に助け合って避難を行うよう促す。

イ 消防団、自主防災組織などの地域のリーダーに対しては、毅然とした態度で誘導を行うようお願いし、混乱の防止に努める。

ウ 市民の携行品は、貴重品や最小限の着替えや日用品とし、円滑な行動に支障をきたさ

ないように市民に促す。

エ 留守宅の戸締まり、金銭・貴重品、パスポートや運転免許証等の身分証明書、非常持ち出し品を携行するよう市民に促す。

オ 服装や携行品等から不審者と判断される場合には、市長、消防職員、警察官又は自衛隊等に通報するよう促す。

(7) 安全の確保

誘導を行う市の職員に対しては、二次被害が生じないように、国の現地対策本部や県からの情報、市対策本部において集約した全ての最新の情報を提供する。必要により、現地調整所を設けて、関係機関の現場での情報共有・活動調整を行う。事態が沈静化していない地域やNBCR等により汚染された地域は、専門的な装備等を有する他の機関に要請する。

- ・国からの警報等による情報のほか、現地調整所において現場の情報を集約して、事態の変化に迅速に対応できるようにすることが重要である。

- ・特殊標章及び身分証明書は、武力攻撃事態等における使用に限られるが、国際法上、国民保護措置に係る職務等を行う者が保護されるために重要である。

3 各部の役割

本編に定める。

4 連絡・調整先

ア 対策本部設置場所：市役所総務部安心安全課（災害対策室）

イ 現地調整所設置場所：〇〇

5 避難市民の受入・救援活動の支援

避難先は、〇〇小学校及び〇〇公民館とする。当該施設に対して、職員を派遣して、避難市民の登録や安否確認を行うとともに、食料、飲料水等の支給を行う。その際、県及び市の支援を受ける。

●ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合
(化学剤を用いた攻撃の場合)

避難実施要領 (一例)

伊勢崎市長
○月○日○時現在

1 事態の状況、避難の必要性

国対策本部長は、○○駅における爆発について、化学剤(○○剤と推定される。)を用いた可能性が高いとして、警報を発令し、爆発地区周辺の伊勢崎市○○町及びその風下となる地域(○○町)を要避難地域として、屋内へ避難するよう避難措置の指示を行った。

知事は、○○町の住民に避難の指示を行った。

2 避難誘導の方法

(1) 避難誘導の全般的方針

市は、要避難地域の市民約○○名について、特に爆発が発生した地区周辺の地域については、直ちに現場から離れるとともに、周辺や風下先となる○○町の市民は、屋内への避難を行うよう伝達する。当該エリア内の市民に対しては、メールや広報車により避難の方法を呼びかけるとともに、NBCR防護機器を有する消防機関に伝達をさせる。また、防護機器を有する県警察、消防機関、国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等による屋内への避難市民の誘導を要請する。

・化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうのように広がる性質がある。このため、外気からの機密性の高い部屋や風上の高台に避難させることとなる。

(2) 市における体制、職員派遣

ア 市対策本部の設置

指定を受けて、市長を本部長とする市対策本部を設置する。

イ 市職員の現地派遣

市職員○名を、爆発が発生した地区周辺に派遣し、現地での調整に当たらせる。また、現地で活動する県警察、消防機関、自衛隊等と共に現地調整所を立ち上げ、情報共有及び連絡調整に当たらせる。

ウ 現地対策本部との調整

政府の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため職員を派遣して、活動調整や情報収集に当たらせる。

・NBCR攻撃の場合には、内閣総理大臣が関係大臣を指揮して、措置の実施に当たることから、政府の各機関との連絡を取り合って活動することが必要である。現地対策本部との緊密な連絡体制を確保することは職員の活動上の安全に寄与することとなる。

(3) 避難実施要領の市民への伝達

- ア 担当職員は、防災行政無線を用いて、対象地域の市民全般に避難実施要領の内容を伝達する。その際、防護機能を有する消防車両等あらゆる手段を活用する。
- イ 上記と並行し、担当職員は、避難実施要領について、要避難地域に所在する自主防災組織のリーダー、当該区域を管轄する消防団長、警察署長等に F A X 等により、市民への電話等による伝達を依頼する。
- ウ 担当職員は、避難行動要支援者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険関係者、障害者団体等への伝達を行う。
- エ 担当職員は、報道関係者に対し、避難実施要領の内容を提供する。
 - ・ 防炎衣を着用せずに、移動して伝達することは危険を伴うことから、伝達は、防災行政無線や電話に限られる。

(4) 避難所の開設等

- ア ○○公民館を臨時避難所として開設し、関係機関及び要避難地域所在の市民に伝達する。また、県と調整して、当該避難所における、専門医や D M A T（災害派遣医療チーム）等による医療救護活動の調整を行う。
- イ 市は、被災者の把握を行い、その状況に応じて、避難所における N B C R への対応能力を有する医療班の派遣調整を行う。また、専門医や医薬品の確保のため、県と調整を行う。
- ウ 避難所における重度の患者等を搬送するための輸送手段の調整を行うとともに、受入先となる医療機関について、県と調整し、災害医療機関ネットワークを活用して、専門医療機関における受入の調整を行う。
 - ・ 避難所における活動は、救援に関する県との役割分担を踏まえて行う。

(5) 避難誘導に際しての留意点や職員の心得

- ア 職員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
- イ 防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。
- ウ 誘導員は、迅速な情報提供を行うことにより混乱を防止するとともに、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。

(6) 市民に周知する留意事項

- ア 市民に対しては、屋内では、窓を閉めて、目張りにより室内を密閉するとともに、できるだけ窓のない中央の部屋に移動するよう促す。また、2階建て以上の建物は、なるべく上の階に移動するよう促す。
- イ 外から屋内に戻った場合は、汚染された衣服等をビニール袋に入れ密閉するとともに、手、顔及び体を水と石けんでよく洗うよう促す。
- ウ 防災行政無線、テレビ・ラジオなどによる情報の入手に努めるよう促す。

・NBCRによる汚染の状況が目に見えないような事象においては、一般の市民には危険が迫っていることが目に見えないことから、行政による速やかな情報提供を常に考える必要がある。

(7) 安全の確保

市の職員において、二次被害を生じさせることがないように、国の現地対策本部、現地調整所等からの情報を市対策本部に集約して、各職員に対して最新の汚染状況等の情報を提供する。特に、化学剤の汚染がひどい場所においては、専門的な装備等を有する他の機関に被災者の搬送等を要請する。

3 各部の役割

本編に定める

4 連絡・調整先

ア 対策本部設置場所：市役所総務部安心安全課（災害対策室）

イ 現地調整所設置場所：〇〇

資料編 5 - 2 指定避難所一覧表

	施設・場所名	住所	電話番号
1	北小学校	曲輪町 2 8 - 2 4	0270-25-4450
2	図書館	曲輪町 2 2 - 2 1	0270-23-2346
3	第一幼稚園	曲輪町 2 4 - 2 6	0270-25-0320
4	北公民館	平和町 2 7 - 3 2	0270-25-4547
5	北第二小学校	宗高町 1 2 5	0270-25-4454
6	華蔵寺公園・市民体育館	華蔵寺町 1 - 1	0270-23-7244
7	伊勢崎工業高等学校	中央町 3 - 8	0270-25-3216
8	南小学校	上泉町 3 1 0	0270-25-4452
9	伊勢崎興陽高等学校	上泉町 2 1 2	0270-25-3266
10	南幼稚園	上泉町 1 1 6	0270-25-1098
11	南公民館	上泉町 6 1 9 - 1	0270-26-8333
12	ふくしプラザ	中央町 2 6 - 2 2	0270-26-7733
13	伊勢崎清明高等学校	今泉町二丁目 3 3 1 - 6	0270-25-5221
14	殖蓮幼稚園	上植木本町 2 7 4 0 - 2	0270-26-4561
15	殖蓮公民館	上植木本町 2 7 6 0	0270-26-4560
16	殖蓮中学校	上植木本町 2 1 5 2 - 2	0270-25-4445
17	四ツ葉学園中等教育学校	上植木本町 1 7 0 2 - 1	0270-21-4151
18	殖蓮第二小学校	下植木町 1 2 0 3	0270-25-3617
19	文化会館	昭和町 3 9 1 8	0270-23-6070
20	緋の郷	昭和町 1 7 1 2 - 2	0270-21-6711
21	教育研究所	鹿島町 5 8 1 - 1	0270-23-2469
22	殖蓮小学校	上植木本町 2 7 6 3	0270-25-4440
23	第一中学校	茂呂町一丁目 2 4 - 1	0270-25-4456
24	伊勢崎高等学校	南千木町 1 6 7 0	0270-40-5005
25	伊勢崎特別支援学校	粕川町 1 0 0 3	0270-25-4461
26	茂呂小学校	茂呂町二丁目 2 1 6 9 - 1	0270-25-4441
27	茂呂幼稚園	茂呂町二丁目 2 1 3 9 - 1	0270-26-4460
28	茂呂公民館	美茂呂町 3 0 3 2 - 7	0270-25-2671
29	広瀬小学校	新栄町 4 0 7 4 - 1	0270-25-4453
30	広瀬生涯学習館	ひろせ町 4 0 8 0 - 5	0270-23-4445
31	総合教育センター	今泉町一丁目 2 3 3 - 2	0270-26-9211
32	児童センター	粕川町 1 6 0 9	0270-23-6463
33	隣保館	山王町 1 4 2 2 - 1	0270-23-3461
34	三郷公民館	波志江町 1 0 2 9	0270-23-1952
35	三郷小学校	波志江町 1 6 2 0	0270-25-4442
36	三郷幼稚園	波志江町 1 0 6 7	0270-23-1951
37	第三中学校	波志江町 1 9 0 3 - 1	0270-24-2151
38	伊勢崎商業高等学校	波志江町 1 1 1 6	0270-25-4551
39	青少年育成センター	波志江町 2 2 3 7 - 6	0270-23-5800
40	宮郷中学校	田中島町 1 0 6 5	0270-25-4448
41	宮郷幼稚園	田中島町 1 4 8 6 - 8	0270-24-4373
42	宮郷公民館	田中島町 1 1 6 4	0270-25-2356
43	宮郷小学校	田中島町 1 4 7 5 - 4	0270-25-4443
44	宮郷第二小学校	連取町 3 0 6 9 - 1	0270-40-5110

資料編 5 - 2 指定避難所一覧表

	施設・場所名	住所	電話番号
45	名和公民館	堀口町 4 9 2	0270-32-0034
46	名和小学校	堀口町 5 0 2 - 1	0270-32-0072
47	名和幼稚園	堀口町 2 6 0	0270-32-2080
48	第二中学校	堀口町 2 3 7 - 1	0270-32-0047
49	上武大学	戸谷塚町 6 3 4 - 1	0270-32-1010
50	東京福祉大学	山王町 2 0 2 0 - 1	0270-20-3671
51	清掃リサイクルセンター 2 1	柴町 9 5 4	0270-32-3166
52	坂東小学校	除ヶ町 4 2 2	0270-32-7077
53	第四中学校	下道寺町 2 6	0270-32-8105
54	豊受幼稚園	下道寺町 1 6 3	0270-32-0467
55	豊受公民館	馬見塚町 1 2 9 6	0270-32-0350
56	豊受小学校	馬見塚町 1 1 3 0	0270-32-0280
57	市民プラザ	富塚町 2 2 0 - 1 3	0270-32-9488
58	子供のもり公園伊勢崎	馬見塚町 1 8 0 8 - 1	0270-31-3778
59	赤堀公民館	西久保町二丁目 8 1	0270-62-1153
60	老人いこいの家	赤堀鹿島町 7 4 8	0270-62-7049
61	赤堀保健福祉センター	西久保町二丁目 1 2 3 - 1	0270-20-2210
62	赤堀児童館	西久保町二丁目 1 0 5	0270-63-1001
63	あかぼり幼稚園	西久保町二丁目 1 0 0	0270-62-3744
64	赤堀小学校	西久保町一丁目 7 2	0270-62-0049
65	赤堀南小学校	堀下町 2 6 4 - 1	0270-63-0055
66	赤堀中学校	西久保町二丁目 3 2 9 - 1	0270-62-0133
67	赤堀東小学校	香林町一丁目 2 6 0 - 2	0270-20-2811
68	赤堀南児童館	堀下町 2 7 6	0270-62-8723
69	赤堀あさひ児童館	香林町一丁目 1 3 4 8 - 1	0270-63-1616
70	赤堀体育館	西久保町二丁目 8 1 番地	0270-62-1930
71	あずま小学校	東町 2 7 7 0	0270-62-7000
72	あずま中学校	東町 2 7 0 7 - 2	0270-62-0054
73	あずま北小学校	国定町二丁目 1 6 2 7	0270-63-1333
74	あずま公民館	田部井町三丁目 2 0 9 0	0270-62-0115
75	あずま体育館	田部井町三丁目 2 0 9 0	0270-62-7271
76	あずま南小学校	三室町 4 2 9 0	0270-62-0132
77	あずまスタジアム	田部井町三丁目 1 9 0 8	0270-62-7271
78	みやまセンター	東小保方町 3 2 4 3 - 2	0270-63-0345
79	あずま幼稚園	東町 2 6 7 2 番地 1	0270-62-0241
80	精神医療センター	国定町二丁目 2 3 7 4	0270-62-3311
81	境小学校	境 5 1 5	0270-74-0036
82	伊勢崎高等特別支援学校	境 4 9 2	0270-74-1991
83	境南中学校	境 1 8 8	0270-74-0635
84	境体育館	境 6 0 9 - 1	0270-74-1113
85	境武道館	境萩原 1 7 5 0 - 2	0270-74-3905
86	境公民館	境 5 9 8 - 1	0270-74-5105
87	境采女小学校	境下湊名 2 0 2 0	0270-76-0010

資料編 5 - 2 指定避難所一覧表

	施設・場所名	住所	電話番号
88	境采女公民館	境下湊名 2 0 2 3 - 1	0270-76-0013
89	境北中学校	境下湊名 2 0 1 1 - 1	0270-76-0003
90	境西中学校	境下武士 8 7 2 - 2	0270-74-1068
91	境剛志小学校	境下武士 8 3 1	0270-74-0037
92	境剛志公民館	境下武士 8 6 2 - 3	0270-74-0168
93	旧境島小学校	境島村 1 9 6 8 - 4 0	0270-74-9346
94	境島村公民館	境島村 2 7 2 0	0270-74-9345
95	境東小学校	境米岡 2 5 3 - 2	0270-74-0327
96	境東公民館	境米岡 7 6 4 - 1	0270-74-0453
97	境社会福祉センター	境女塚 2 9 6	0270-74-7337
98	境産業振興会館	境新栄 1 3 - 6	-
99	境児童センター	境新栄 1 2 - 4	0270-70-6100
100	境総合文化センター	境木島 8 1 8	0270-76-2222